

令和 6 年度

定期監査及び行政監査結果報告書

令和 7 年 2 月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第 9 項の規定により瀬戸内市議会、瀬戸内市長、瀬戸内市教育委員会及び瀬戸内市固定資産評価審査委員会に提出するものである。

また、同条第 10 項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和7年2月

瀬戸内市監査委員	小	野	和	倫
同	廣	田	均	

目 次

ページ

定期監査及び行政監査結果報告

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	1
第 5	監査の主な実施内容	1
第 6	監査の実施場所及び日程	2
第 7	監査の報告基準	3
1	監査結果の処理区分	3
2	報告等の表現方法	3
第 8	監査の結果	4
1	監査の実施状況	4
2	監査の結果の概要	4
3	指摘事項	7
(1)	法令等に違反していると認められるもの	7
(2)	その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの	12
4	指導事項	19
(1)	効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの	19
(2)	その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの	24

定期監査及び行政監査結果報告書添付意見

第 1	意見に至る経緯	31
第 2	監査委員の意見	32

(注) 報告書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

1 本文及び図表中の比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「―」・・・・・・・・・・ 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「△」・・・・・・・・・・ 負数

3 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、瀬戸内市を表示していない。

(例) 瀬戸内市会計規則（平成16年瀬戸内市規則第46号）

→瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号）

定期監査及び行政監査結果報告

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 2 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による監査）

行政監査（同条第 2 項の規定による監査）

第 3 監査の対象

総 務 部 危機管理課

総 合 政 策 部 企画振興課

市 民 部 税務課、長船支所

環 境 部 生活環境課、長船衛生センター

福 祉 部 福祉課、いきいき長寿課

こども・健康部 健康づくり推進課、邑久保育園、今城こども園

産 業 建 設 部 産業振興課、美術館

消 防 本 部

上 下 水 道 部 上水道業務課、上水道施設課、下水道課

教 育 委 員 会 社会教育課、中央公民館、国府小学校、行幸小学校、行幸幼稚園、
市民図書館、こどもみらいサポートセンター

固定資産評価審査委員会

第 4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性等及び地方自治法第 2 条第 14 項の規定（住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない）に則しているか。

第 5 監査の主な実施内容

実査、確認、証 憑 ^{ひょう} 突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監 査 期 日	対 象 部 局 ・ 部 署		実施場所
令和6年11月13日(水)	教 育 委 員 会	中央公民館	中央公民館
		こどもみらいサポートセンター	〃
		市民図書館	市民図書館
	こども・健康部	呂久保育園	呂久保育園
	産業建設部	美術館	美術館
	教 育 委 員 会	社会教育課	牛窓支所
11月19日(火)	総 務 部	危機管理課	市役所本庁
	環 境 部	生活環境課	〃
	産 業 建 設 部	産業振興課	〃
	消 防 本 部		消防本部
	教 育 委 員 会	行幸小学校	行幸小学校
		行幸幼稚園	行幸幼稚園
11月21日(木)	上 下 水 道 部	上水道業務課	水道庁舎
		上水道施設課	〃
		下水道課	〃
	こども・健康部	今城こども園	今城こども園
	市 民 部	長船支所	長船支所
	環 境 部	長船衛生センター	長船衛生センター
	教 育 委 員 会	国府小学校	国府小学校
11月22日(金)	市 民 部	税務課	市役所本庁
	固定資産評価審査委員会		〃
	福 祉 部	福祉課	〃
	総 合 政 策 部	企画振興課	〃
	こども・健康部	健康づくり推進課	〃
	福 祉 部	いきいき長寿課	〃

第7 監査の報告基準

1 監査結果の処理区分

監査委員は、瀬戸内市監査結果の処理区分基準（令和2年監査委員告示第3号）において、監査の統一的判断を期するため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

（1）指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

（2）指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

（3）勧告

監査結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第8 監査の結果

1 監査の実施状況

令和6年度の監査対象として、11部局25部署を選定した。そして、監査期間は、令和6年10月2日から令和7年2月14日までとなっている。

定期監査及び行政監査は、全庁的な重点監査事項として、①災害に対する対策状況、②インボイス制度への対応状況、③学校・園における安全管理状況、④現金等の取扱状況を設定し、さらに、部署ごとに補助金、委託料等の監査対象項目を抽出し、個別に設定した上、これらの重点監査事項に係る事務等が関係規程に基づき適正に行われているか、有効性、効率性、経済性及び合规性等の観点から適切か、最少の経費で最大の効果を上げることが出来ているか、事務処理上改善する必要があるかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、対面によるヒアリング及び実査を実施した。

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、20部署に対し、8件の指摘、8件の指導を行った（表1参照）。

表1 過去5年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項対象 部署数	個別事項 件数	個別事項の内訳	
				うち指摘事項 件数	うち指導事項 件数
令和2年度	25	16	14	7	7
令和3年度	24	13	14	8	6
令和4年度	28	21	12	10	2
令和5年度	24	20	13	9	4
令和6年度	25	20	16	8	8

（注）1つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

2 監査の結果の概要

【指摘事項 8件】

（1）法令等に違反していると認められるもの

ア 予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたことは法令に違反しているもの（健康づくり推進課 7ページ参照）

イ 条例等で提出しなければならないとされている報告書を提出しておらず、条例等に

違反しているもの（いきいき長寿課 8 ページ参照）

ウ 補助事業の着手及び完了にあたり必要とされる着手届等を徴しておらず、規則に違反しているもの（社会教育課 9 ページ参照）

エ 消耗品の保管にあたり備えなければならないとされている消耗品出納簿を備えていない等、規則に違反しているもの（危機管理課、生活環境課、長船衛生センター、消防本部、社会教育課 10 ページ参照）

オ 直接収納した現金について、規則で定める期間内に払込みを行っておらず、規則に違反しているもの（6 部署 11 ページ参照）

（2）その他適正を欠く事項では是正する必要があると認められるもの

ア 補助金交付要綱の内容が不明瞭であったり、補助事業者により補助対象経費が異なっていたり、補助対象経費の十分な精査や支出確認が出来ていない等、補助金の交付にあたり要綱や事務執行については是正する必要があるもの（社会教育課、中央公民館 12～16 ページ参照）

イ 必要な決裁を受けないまま契約保証金を免除していたことは適正ではなく、是正する必要があるもの（中央公民館 17 ページ参照）

ウ 補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、上限とする条例に準じた額を旅費として交付していることは適正ではなく、是正する必要があるもの（社会教育課 18 ページ参照）

【指導事項 8 件】

（1）効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

ア 委託契約を締結する際の仕様書等の内容が不明瞭なため、検査結果を公正に判定できないことは、効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があるもの（美術館 19・20 ページ参照）

イ 市が交付した補助金を、補助団体が他団体等に支出した後、その使途や余剰の発生について確認がなされていないことは、効率性及び有効性の観点からは是正する必要があるもの（福祉課、社会教育課 21・22 ページ参照）

ウ 印刷する部数を精査することなく漫然と前年度と同じ部数で印刷を行っていることは、経済性の観点から検討する必要があるもの（社会教育課 23 ページ参照）

（2）その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア 適格請求書等の写しについて、法令に定められた保存期間とする必要があるもの（危機管理課、企画振興課、税務課、長船衛生センター、健康づくり推進課、産業振興課、美術館、消防本部、上水道業務課、下水道課、中央公民館、市民図書館 24 ページ参照）

イ 非常時に優先すべき業務の実施が可能となるよう、業務マニュアルの整備を検討していく必要があるもの（企画振興課、税務課、長船支所、生活環境課、長船衛生センター、福祉課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、産業振興課、美術館、消防本部、社会教育課、中央公民館、市民図書館、こどもみらいサポートセンター 25 ページ参

照)

ウ 非常用発電機に接続する機器の総使用電力量を把握しておく必要があるもの（危機管理課 26 ページ参照）

エ 災害に備え、備蓄品を地域ごとに平準化して保管しておく必要があるもの（危機管理課 27・28 ページ参照）

オ 災害発生時の職員用備蓄品を整備していく必要があるもの（危機管理課 29 ページ参照）

【勧告 該当なし】

3 指摘事項

(1) 法令等に違反していると認められるもの

ア 予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたことは法令に違反しているもの（健康づくり推進課）

地方自治法¹（昭和 22 年法律第 67 号）では、市の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。また、市の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わり、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされており、この例外として、次年度以降の支出を伴う契約を締結する場合には、継続費、繰越明許費及び債務負担行為のいずれかを予算として定めておくこと（以下「予算の定め」という。）とされている。

そこで、健康づくり推進課が令和 5 年 4 月 1 日に締結した予防接種委託業務における予防接種に関する契約書（以下「契約書」という。）について確認したところ、予算の定めがないにもかかわらず、契約書に、期間満了の 1 か月前までに一方からなんらかの意思表示がないときは、同一条件でさらに 1 か年更新するものとし、以後も同様とするという条項（以下「自動更新条項」という。）を設けていた。

したがって、同課が契約を行うにあたり、予算の定めがないにもかかわらず契約書に自動更新条項を設けていたことは法令に違反しており、予算の執行等が適正でないと認められる。

¹ 地方自治法第 208 条、第 212 条、第 213 条、第 214 条及び第 232 条の 3

イ 条例等で提出しなければならないとされている報告書を提出しておらず、条例等に違反しているもの（いきいき長寿課）

瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例²（平成 16 年条例第 67 号。以下「条例」という。）では、指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、その管理する公の施設に関する管理業務の実施状況等を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならないとされている。

また、瀬戸内市介護予防拠点施設及び地域交流サロンに係る各指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）では、業務管理の実施状況及び利用状況報告書を実施月の翌月 10 日までに市長に提出しなければならないとされている。

そこで、いきいき長寿課が令和 5 年度に指定管理者に管理を行わせた瀬戸内市介護予防拠点施設及び地域交流サロンに係る指定管理料 9 件、計 4,497,305 円について確認したところ、条例及び基本協定書において提出することとされている管理業務の実績報告がなされていなかった。

したがって、条例及び基本協定書で提出しなければならないとされている報告書の提出がなされていないことは、条例等に違反していると認められる。

² 瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条

ウ 補助事業の着手及び完了にあたり必要とされる着手届等を徴しておらず、規則に違反しているもの（社会教育課）

瀬戸内市補助金等交付規則³（平成 16 年規則第 44 号）によると、補助事業者等は、補助事業等に着手したとき、及び当該補助事業等が完了したときは、直ちに補助事業等着手・完了届（以下「着手届等」という。）を市長に提出しなければならないとされている。

そこで、社会教育課が令和 5 年度に交付した瀬戸内市社会教育団体等への活動費補助金及び瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金について確認したところ、着手届等を徴していないものが 4 件、計 8,876,000 円見受けられた（表 2 参照）。

したがって、補助事業等に着手したとき、及び当該補助事業等が完了したときに直ちに提出することとされている着手届等を徴していないことは、規則に違反していると認められる。

表 2 補助事業等の着手及び完了にあたり必要とされる着手届等を徴していないもの

補助金名	補助事業者等	交付決定 年月日	補助額 (円)	着手届	完了届
瀬戸内市社会教育団体 等への活動費補助金	NPO 法人岡山県 セーリング連盟	R5. 4. 1	2,430,000	なし	R6. 3. 31
	NPO 法人岡山県 セーリング連盟	R5. 7. 12	3,428,000	なし	R6. 3. 31
瀬戸内市地域協力活動 推進事業補助金	地域おこし協力 隊員 A	R5. 4. 1	1,509,000	なし	なし
	地域おこし協力 隊員 B	R5. 4. 1	1,509,000	なし	なし

³ 瀬戸内市補助金等交付規則第 16 条

エ 消耗品の保管にあたり備えなければならないとされている消耗品出納簿を備えていない等、規則に違反しているもの（危機管理課、生活環境課、長船衛生センター、消防本部、社会教育課）

瀬戸内市物品管理規則⁴（平成 16 年規則第 52 号）では、物品は、備品、消耗品、原材料品、動物に分類されている。また、物品を良好な状態で供用又は処分をすることができるよう整理して保管しなければならないとされ、消耗品については、消耗品出納簿（以下「出納簿」という。）を備えて整理しなければならないとされている。

そこで、監査対象部署に令和 5 年度の出納簿の提出を求めたところ、危機管理課、生活環境課及び消防本部においては出納簿を作成しておらず、長船衛生センター及び社会教育課においては、出納簿は備えているものの、数年にわたり記載がなされていないなど、出納簿への記録が適切になされていなかった。

したがって、消耗品の保管にあたり、備えなければならないとされる出納簿を備えていないこと、また、出納簿は作成されているものの適切に記載していないことは、規則に違反していると認められる。

⁴ 瀬戸内市物品管理規則第 6 条第 1 項、第 20 条及び第 32 条第 1 項第 2 号

オ 直接収納した現金について、規則で定める期間内に払込みを行っておらず、規則に違反しているもの（6 部署）

瀬戸内市会計規則⁵（平成 16 年規則第 46 号）では、会計管理者、出納員又は現金取扱員は、納入義務者から直接収納したときは、特別な事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に公金払込書に現金又は証券及び領収済通知書を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

そこで、監査対象部署の令和 5 年度における収納金の取扱いについて監査したところ、公金の収納金取扱いがある 17 部署のうち 6 部署が、直接収納後、翌日までに払込みを行っていなかった。

したがって、市は、直接収納した収納金を当日又は翌日に指定金融機関等へ払込みできておらず、規則に違反しており、各部署で収納した現金を早急に収納し、盗難等のリスクを回避するなどの事故防止の観点からも速やかに現金を指定金融機関等に払込み、その後に経理を行う等、運用方法を改善する必要があると認められる。

また、監査対象部署への聞き取りによると、同じ敷地内に複数の部署が隣接しているにもかかわらず、それぞれの部署で払込みを行っており、日々払込みを行う部署がある一方で、公用車や職員数等を理由に収納した現金を長期間にわたり保管している部署が見受けられた。このため、市は、各部署における収納金の払込みの実態を把握した上で、同一敷地内の複数部署が収納金の払込みを個別に行うのではなく、部署を横断して払込みを行うなど、盗難事件等の発生を未然に防止することを念頭に、事務を集約して負担の軽減を図るとともに、収納金を速やかに払込むための体制の整備について全庁的に検討する必要があると認められる。

なお、現金等の盗難防止の観点から、本監査における該当部署名は列挙していない。

⁵ 瀬戸内市会計規則第 17 条第 2 項

（２）その他適正を欠く事項では是正する必要があると認められるもの

ア 補助金交付要綱の内容が不明瞭であったり、補助事業者により補助対象経費が異なっていたり、補助対象経費の十分な精査や支出確認が出来ていない等、補助金の交付にあたり要綱や事務執行については是正する必要があるもの（社会教育課、中央公民館）

地方自治法⁶（昭和 22 年法律第 67 号）によると、市は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされ、その公益上必要がある場合においては、補助をすることができるとされている。

また、瀬戸内市補助金等交付規則⁷（平成 16 年規則第 44 号。以下「規則」という。）では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされ、補助金等の交付の決定にあたっては、補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けることとする条件を付すものとされ、補助事業者等は、補助事業等の計画を変更しようとするときは、遅滞なく補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならないとされている。

さらに、瀬戸内市社会教育関係団体等への活動費補助金交付要綱⁸（令和 2 年告示第 26 号）では、瀬戸内市の社会教育並びに文化及びスポーツの推進を図るため、社会教育関係団体等の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとされ、補助金の対象は、社会教育に関する事業、文化の振興に関する事業、スポーツの推進に関する事業及びこれらのほか社会教育並びに文化及びスポーツの推進を図るために必要な事業のうち、社会教育団体等が実施する活動事業について市長が適当と認めたものとされ、補助対象経費は、市長が適当と認めた事業を実施するために必要な経費とされている。

令和 5 年度瀬戸内市社会教育関係団体等への活動費補助金（以下「活動費補助金」という。）について確認したところ、社会教育課及び中央公民館は、表 3 のとおり、11 件、計 16,586,108 円の活動費補助金を交付している。

⁶ 地方自治法第 2 条第 14 項及び第 232 条の 2

⁷ 瀬戸内市補助金等交付規則第 4 条、第 8 条第 1 項第 1 号及び第 13 条

⁸ 瀬戸内市社会教育関係団体等への活動費補助金交付要綱第 1 条、第 2 条第 1 項及び第 2 項

表3 令和5年度瀬戸内市社会教育関係団体等への活動費補助金

※歳出決算額は、補助事業者等から提出された実績報告書添付資料の決算額であり、()内は、決算額中、補助対象事業額が判明している額、繰越額は、同添付資料において翌年度に繰り越されていた額。

No	補助事業者等	交付申請 年月日	歳出決算額 (円)	交付確定額 (円)	繰越額 (円)	担当部署
1	瀬戸内市文化協会	R5. 4. 1	779,564 (464,108)	464,108	129,273	中央公民館
2	瀬戸内市 FOS 少年団連盟	R5. 4. 1	435,613	117,000	70,966	社会教育課
3	瀬戸内市婦人 協議会	R5. 4. 1	453,868	126,000	60,490	社会教育課
4	瀬戸内市 PTA 連合会	R5. 4. 1	814,884	126,000	77,458	社会教育課
5	NPO 法人瀬戸内市 スポーツ協会	R5. 4. 1	6,838,431 (5,711,000)	5,711,000	△23,531	社会教育課
6	瀬戸内市スポ ーツ少年団	R5. 4. 1	1,664,087	1,149,000	107,717	社会教育課
7	B&G 瀬戸内海 洋クラブ	R5. 4. 1	377,266	117,000	60,790	社会教育課
8	NPO 法人岡山県 セーリング連盟	R5. 4. 1	2,440,739	2,430,000	△10,739	社会教育課
9	NPO 法人岡山県 セーリング連盟	R5. 7. 12	3,444,516	3,428,000	△16,516	社会教育課
10	NPO 法人岡山県 セーリング連盟	R5. 12. 20	2,378,063	2,354,000	△24,063	社会教育課
11	NPO 法人岡山県 セーリング連盟	R6. 3. 4	581,968	564,000	△17,968	社会教育課
合計				16,586,108		

これらの補助金について監査したところ、次のような事態が見受けられた。

<事例1>補助金の交付決定時と交付確定時の対象経費が異なっているもの

中央公民館は、瀬戸内市文化協会に交付した活動費補助金について、交付決定通知書では育成事業費、会報作成費及び積立金の合計額である事業費 773,000 円を補助対象金額とし、予算上限により交付金額 648,000 円を交付決定しているが、補助金等確定通知書では、育成事業費、会報作成費、研修視察費、積立金の合計額である事業費 693,932 円のうち、育成事業費及び会報作成費の 464,108 円のみを補助対象経費とし、同額を交付確定額としており、交付決定時と交付確定時の対象経費が異なっていた。

<事例 2> 補助対象経費が不明なまま、交付決定や交付確定を行っているもの

社会教育課は、瀬戸内市婦人協議会に交付した活動費補助金について、補助金等交付申請書に添付された予算書では、事業費、負担金、会議費等の支出合計が 475,302 円となっているところ、補助金等交付申請書の補助事業等の経費所要額は 126,000 円となっており、支出合計のうち、補助事業等の経費所要額が予算書上のどの部分に該当するかを明確にしないまま、同額を交付決定していた。

また、補助事業等実績報告書に添付された決算書では、事業費、負担金、会議費等の支出合計が 453,868 円となっているところ、補助事業等実績報告書の補助事業等の経費精算額は 126,000 円となっており、交付申請時の補助対象経費に対する実際の支出額の確認を行わないまま同額を交付確定額としていた。

これらのように、補助対象経費が不明なまま補助金の交付決定や交付確定を行い、活動費補助金を交付していた。

<事例 3> 同一の補助金であるにもかかわらず、担当部署や団体によって補助対象経費が異なっているもの

事例 1、2 において、瀬戸内市文化協会の補助対象経費には研修視察費は含まれていないが、瀬戸内市婦人協議会の補助対象経費には研修旅行費が含まれており、同一の補助金であるにもかかわらず、担当部署や団体によって補助対象経費が異なっていた。

<事例 4> 同一の補助金であるにもかかわらず、補助事業者等により補助の性質が異なっているもの

社会教育課が交付する活動費補助金について、活動費補助金が運営費又は事業費のいずれを補助対象とするものであるかを確認したところ、瀬戸内市スポーツ少年団及び B & G 瀬戸内海洋クラブは運営費を補助対象とするものであるが、その他については事業費を補助対象とするものであるとして、補助事業者等により対象とする費用の性質を異にしたまま活動費補助金を交付していた。

<事例 5> 実績報告書による活動費補助金の確認が適正に行われておらず、その用途や繰越の発生について十分な確認をしないまま補助金を交付したもの

社会教育課は、NPO 法人岡山県セーリング連盟への活動費補助金 3 件、計 6,346,000 円について、一部の補助対象事業の内容と期間が重複する補助金等交付

申請書が 3 件提出されたにもかかわらず、その内容を十分確認することなく交付申請額と同額で交付決定した後、そのうち 2 件、計 5,782,000 円について、補助対象経費が重複していないことを領収書等で確認することなく、補助事業者が提出した明細が記載されていない収支決算書のみをもって活動費補助金の交付を確定していた。

また、同課が交付した活動費補助金 10 件、計 16,122,000 円について、実績報告書の提出を受けた際に、他事業からの補助金等との重複の有無や、領収書等を確認することなく、さらに、繰越金が発生した場合も、補助金の繰越がないことを確認しないまま交付を確定していた。

<事例 6>補助金の交付決定通知書に示された交付条件を満たしていないにもかかわらず、補助事業等の計画変更の承認を得ることなく交付決定時と異なる内容で交付を確定したもの

社会教育課は、NPO 法人岡山県セーリング連盟に交付した活動費補助金 3 件、計 6,346,000 円について、補助金等交付決定通知書中に「補助事業で対象としている強化該当選手の 2024 パリ五輪への出場が不可能となり、強化事業に要する経費が不要になった場合は、市長に速やか報告し、承認を得た後はセーリング競技振興に関する事業の経費へ流用できるものとする。」という交付条件を付している。

しかし、社会教育課は、強化該当選手の 2024 パリ五輪出場が不可能と判明した時期が令和 6 年 4 月であったことから、令和 5 年度中にこの報告を受けておらず、また、規則に定める補助事業等計画変更・中止(廃止)申請書が提出されていないにもかかわらず、交付決定した事業及び経費と異なる内容の実績報告書を受け、交付決定時と異なる内容で交付を確定していた。

<事例 7>市が交付決定する補助金について、公益上必要があるか、また、その予算の執行について、交付の目的に従って公正かつ効率的になされているかの判断を行わないまま、補助金を交付できるとしたもの

社会教育課は、NPO 法人岡山県セーリング連盟に交付した活動費補助金 3 件、計 6,346,000 円について、補助金等交付決定通知書中に「補助事業で対象としている強化該当選手の 2024 パリ五輪への出場が不可能となり、強化事業に要する経費が不要になった場合は、市長に速やか報告し、承認を得た後はセーリング競技振興に関する事業の経費へ流用できるものとする。」という交付条件を付しており、交付決定した金額を、その公益上の必要性や妥当性、効率性等の判断を行うことなく、

申請を行っていない事業の費用として流用できる規定を設けていた。

<事例 8>長年にわたり補助金額が適正であるかの検証や、効果測定を実施せず漫然と交付しているもの

社会教育課は、補助事業の実施にあたり、実績報告をもって補助事業者等の実施した事業内容を把握している。

しかし、補助事業者等が実施する事業が、市が交付する活動費補助金によりどの程度交付目的に達しているか等の効果検証を行っておらず、また、このうち 5 件、1,635,000 円について、平成 27 年度以降、令和 2 年度及び 3 年度に瀬戸内市 P T A 連合会が事業中止により返納していることを除き、毎年度同一の団体に対し、同額で活動費補助金を交付していた。

これらのように、補助金の交付にあたり、交付決定時と交付確定時の対象経費が異なっているものや、補助対象経費が不明なまま、交付決定や交付確定を行っているもの、同一の補助金であるにもかかわらず、担当部署や団体によって補助対象経費が異なっていたり、補助事業者等により補助の性質が異なっていたりするものなど、補助金は何を目的に交付され、どの経費に充てられているか不明瞭となっていることから、交付要綱で補助金交付の目的や対象経費を明確に定め、交付決定や交付確定時に十分に確認する必要があると認められる。

また、補助金の使途や繰越の発生について十分な確認を行わないまま補助金を交付しているもの、補助事業等の計画変更の承認を得ることなく事業の経費を他の事業等へ流用したものなど、交付した補助金が目的のため適正に使用されたか、その交付により目的をどの程度達成したか、広く住民の福祉の増進に資しているか、最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、効果の検証を行うことなく、補助金を交付していることは適切ではなく、補助金の効率性、有効性の観点からは是正する必要があると認められる。

イ 必要な決裁を受けないまま契約保証金を免除していたことは適正ではなく、是正する必要があるもの（中央公民館）

瀬戸内市契約規則⁹（平成 16 年規則第 50 号。以下「規則」という。）では、契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならないとされ、市長は、契約の相手方が過去 2 年間に市又は国若しくは他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、その者が契約を履行しないおそれがないと認められる場合のほか、規則に定めた要件のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるかとされている。

また、瀬戸内市事務決裁規程¹⁰（平成 16 年訓令第 6 号）では、専決とは、専決権限を認められた者（以下「専決者」という。）が、その範囲内で常時市長に代わって決裁することをいうとされ、建設工事関連委託料以外の委託料のうち、100 万円以上 300 万円未満の契約に係る契約保証金の減免についての専決者は、副市長とされている。

そこで、中央公民館が、令和 5 年度に随意契約を締結した喜之助人形劇フェスタにおける人形劇公演委託業務 2,589,500 円について確認したところ、専決者である副市長の決裁を受けないまま、契約保証金を免除していた。

したがって、契約の締結にあたり、契約保証金の免除に必要な決裁を受けないまま契約保証金を免除したことは適正ではなく、是正する必要があると認められる。

⁹ 瀬戸内市契約規則第 33 条及び第 35 条

¹⁰ 瀬戸内市事務決裁規程第 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 条

ウ 補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、上限とする条例に準じた額を旅費として交付していることは適正ではなく、是正する必要があるもの（社会教育課）

瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金交付要綱¹¹（平成 28 年告示第 43 号）では、補助対象経費のうち活動旅費等移動に要する経費の例として、旅費、自家用車を公用利用した場合の燃料代又は活動専用車両の燃料代等が挙げられ、そのうち旅費については、瀬戸内市職員等の旅費に関する条例（平成 16 年条例第 47 号。以下「条例」という。）に準じた額を上限とするとされている。

そこで、社会教育課が令和 5 年度に交付した瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金 2 件、計 3,018,000 円について監査したところ、補助事業者である地域おこし協力隊員から提出された補助金等実績報告書の添付資料に旅費の領収書が添付されておらず、地域おこし協力隊員が実際に支出した活動旅費等移動に要する経費が不明であるにもかかわらず、旅費の上限とされる条例に準じた額が支払われていた。

したがって、補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、旅費の上限とされる条例に準じた額を旅費として交付していることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

¹¹ 瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金交付要綱第 3 条

4 指導事項

(1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

ア 委託契約を締結する際の仕様書等の内容が不明瞭なため、検査結果を公正に判定できないことは、効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があるもの（美術館）

民法¹²（明治 29 年法律第 89 号）では、契約について、準委任は、法律行為でない事務をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずるとされている。

地方自治法¹³（昭和 22 年法律第 67 号）では、普通地方公共団体が契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされている。

施行令¹⁴によると、前述の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

瀬戸内市契約規則¹⁵（平成 16 年規則第 50 号）では、相手方が契約の給付を完了したときは必要な検査を行わなければならないと、検査は、契約書、設計図書、仕様書その他の関係書類（以下「仕様書等」という。）に基づき、当該給付の内容を確認して行わなければならないとされている。

そこで、美術館が令和 5 年度に随意契約により委託契約を締結した展示に係る業務委託契約を確認したところ、仕様書等に定められた委託内容が不明確であることにより、検査の結果を公正に判定できないものが 5 件、計 12,950,000 円見受けられた（表 4 参照）。また、美術館によると、これらはすべて準委任契約であるとされている。

これらの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

美術館は、令和 5 年 4 月 7 日に、特別展「近代巨匠絵画展」企画展示業務委託契約を準委任契約として 4,300,000 円で随意契約している。その仕様書を確認すると、業務の概要は、特別展の開催に向け、受注者が所蔵している絵画を出品するこ

¹² 民法第 656 条

¹³ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項

¹⁴ 地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項

¹⁵ 瀬戸内市契約規則第 54 条第 1 項及び第 2 項

とに係る企画展示業務を行うこととされ、業務の内容は、出品作品の選品、展示パネル提供、グッズ納品などとされており、企画展示の具体的内容や出品する絵画点数、グッズの種類や納品数量等について詳細な記載はなかった。しかし、受託者から提出された業務完了届及び事業完了報告書をもって検査を行い、取扱商品数や販売額、来館者の満足度（アンケート）等を勘案して成績を良好とし、委託業務は契約どおり完了したとして令和5年6月20日付けで検査調書を作成していた。

したがって、仕様書等が不明瞭であれば、履行された業務が、市が期待する業務水準に達しているか否かの検査が公正に判定できず、市が行う事業について、効率性、経済性及び有効性の観点から適切な判断を行うことができないことから、委託契約を準委任契約とし、企画展示業務を実施することを委託するとしても、委託契約が市の期待どおり履行されたか否かを判定するため、仕様書等に委託業務の内容を明確、詳細に示し、また、委託業務全体を評価するための客観的指標等を設定する必要があると認められる。

表4 仕様書等に定められた委託内容が不明確と認められるもの

契約名	R5支出済額 (円)	委託内容
特別展「近代巨匠絵画展」企画展示委託	4,300,000	企画展示業務
夏休み特別展「印象派とトリックアート」 企画展示委託	2,200,000	企画・展示・撤去作業 等
特別展「木下晋展－生への祈り－」企画展示 委託	1,000,000	企画展示業務、イベン ト業務
特別展「生誕100年記念 竹田喜之助人形展」 企画展示委託	4,450,000	人形展示、人形劇公 演、イベント開催
「興梠優護・澁澤星展」企画展示委託	1,000,000	企画展示業務
計	12,950,000	

イ 市が交付した補助金を、補助団体が他団体等に支出した後、その使途や余剰の発生について確認がなされていないことは、効率性及び有効性の観点から是正する必要があるもの（福祉課、社会教育課）

地方自治法¹⁶（昭和 22 年法律第 67 号）では、市は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされ、その公益上必要がある場合においては、補助をすることができるかとされている。

また、瀬戸内市補助金等交付規則¹⁷（平成 16 年規則第 44 号）によると、補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている。

そこで、監査対象部署が交付した補助金のうち、補助金を原資として補助事業者等から他の団体に対し補助等を行っているものについて確認したところ、次のような事例が見受けられた。

＜事例 1＞

福祉課は、令和 5 年度に瀬戸内市社会福祉協議会（以下「社協」という。）へ交付した瀬戸内市社会福祉協議会補助金 39,954,000 円のうち、社協が市内各学校・園に対し福祉協力校助成金を交付していたが、助成金の使途等について確認、把握しておらず、交付先である市内こども園で繰越が発生していることを認識していなかった。

＜事例 2＞

社会教育課は、令和 5 年度に瀬戸内市スポーツ少年団へ交付した瀬戸内市社会教育関係団体等への活動費補助金 1,149,000 円について、瀬戸内市スポーツ少年団が育成事業費として 949,700 円を各団に分配した後、事業実績報告にあたり、分配の基準となる団、団員、指導者あたりの単価と人数を示した収支決算書の提出を受けたのみで、分配後の事業費が適正に使用されているか、分配先の団体において繰越が発生していないか等を確認することなく交付を確定していた。

これらのように、交付した補助金が目的に沿って効率的に執行されているか否か

¹⁶ 地方自治法第 2 条第 14 項及び第 232 条の 2

¹⁷ 瀬戸内市補助金等交付規則第 4 条

を確認しておらず、その予算の執行にあたり最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされているにもかかわらず、交付した補助金の使途や余剰の発生について確認がなされていないことは、補助金の効率性及び有効性の観点から、是正する必要があると認められる。

ウ 印刷する部数を精査することなく漫然と前年度と同じ部数で印刷を行っていることは、経済性の観点から検討する必要があるもの（社会教育課）

社会教育課は、家庭の教育力の向上と青少年の健全育成を目的として、令和５年度に明るい家庭づくり作文集を４,０００部印刷している。そして、この作文集を市内小中学校の全児童生徒及び全教員と、市内の幼稚園・保育園及び公共施設等へ配布し、そのデータについても、市のホームページ上に公開している。

しかし、令和５年５月１日現在の全児童生徒数は約２,７００人であり、社会教育課に確認したところ、作文集を多方面に配布しているものの、正確な配布先及び部数は不明とのことであった。

このように、印刷部数を精査することなく漫然と前年度と同じ部数の印刷を行っていることは、経済性の観点から適正な部数とするよう検討する必要があると認められる。

(2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア 適格請求書等の写しを保存する期間について、法令に定められた保存期間とする必要があるもの（危機管理課、企画振興課、税務課、長船衛生センター、健康づくり推進課、産業振興課、美術館、消防本部、上水道業務課、下水道課、中央公民館、市民図書館）

消費税法¹⁸（昭和 63 年法律第 108 号）では、適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、当該課税資産の譲渡等を受ける他の事業者から、適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号その他の適格請求書として必要な事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類の交付を求められたときは、当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書を当該他の事業者に交付しなければならないとされ、課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものであるときは、適格請求書に代えて、適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号その他の適格請求書として必要な事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下、前述の適格請求書を含め「適格請求書等」という。）を交付することができるとされている。

また、消費税法施行令¹⁹（昭和 63 年政令第 360 号）では、適格請求書等を交付した適格請求書発行事業者は、当該適格請求書等の写しを整理し、その交付した日の属する課税期間の末日の翌日から 2 月を経過した日から 7 年間保存しなければならないとされている。

そこで、適格請求書等を発行している監査対象部署について、適格請求書等の写しの保存期間を確認したところ、法令に定められた保存期間より短い期間を保存年限としている部署が 12 部署見受けられた（表 5 参照）。

このように、適格請求書等の写しの保存期間を、法令に定められた保存期間に満たない期間としていることは、将来、法令に違反する恐れがあることから、適正な保存期間とする必要があると認められる。

表 5 適格請求書等発行部署における適格請求書等の写しの保存期間

部署名	危機管理課	企画振興課	税務課	長船衛生センター	健康づくり推進課	産業振興課	美術館	消防本部	上水道業務課	下水道課	中央公民館	市民図書館
領収書控 保存年限（年）	7	5	7	7	7	7	7	7	7	7	7	5

¹⁸ 消費税法第 57 条の 4

¹⁹ 消費税法施行令第 70 条の 13

イ 非常時に優先すべき業務の実施が可能となるよう、業務マニュアルの整備を検討していく必要があるもの（企画振興課、税務課、長船支所、生活環境課、長船衛生センター、福祉課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、産業振興課、美術館、消防本部、社会教育課、中央公民館、市民図書館、こどもみらいサポートセンター）

瀬戸内市業務継続計画（平成 29 年策定）では、各部署において、少人数の体制でも非常時優先業務の実施が可能となる業務マニュアルの作成を検討し、大規模災害に備えておく必要があるとされている。

そこで、監査対象部署の業務マニュアルの作成について確認したところ、業務マニュアルが作成されていない部署が 15 部署見受けられた（表 6 参照）。

したがって、瀬戸内市業務継続計画において作成を検討することとされている業務マニュアルについて、整備を検討していく必要があると認められる。

表 6 各部署におけるマニュアル作成状況

マニュアル有	マニュアル無	
危機管理課	企画振興課	美術館
邑久保育園	税務課	消防本部
今城こども園	長船支所	社会教育課
上水道業務課	生活環境課	中央公民館
上水道施設課	長船衛生センター	市民図書館
下水道課	福祉課	こどもみらいサポートセンター
国府小学校	いきいき長寿課	
行幸小学校	健康づくり推進課	
行幸幼稚園	産業振興課	

ウ 非常用発電機に接続する機器の総使用電力量を把握しておく必要があるもの（危機管理課）

瀬戸内市業務継続計画（平成 29 年策定）では、業務継続における執務環境の現状のうち、市役所本庁舎の電力について、自家発電設備として電算機器や防災行政無線等に用途を分けて非常用発電機 110kVA（キロボルトアンペア）と 60kVA の 2 台が設置されており、それぞれ軽油 100ℓ（リットル）で約 6 時間稼働するとされ、停電の際には自家発電設備に対応した庁舎内のコンセント（以下「非常用コンセント」という。）から電力を供給することとなっている。

そこで、危機管理課に、自家発電設備のための軽油の備蓄状況と災害時に非常用発電機に接続される電気機器の総使用電力量について確認したところ、軽油の備蓄は 140 ℓ となっており、太陽光発電による蓄電池に接続する電気機器は照明・パソコン・携帯電話充電器などを想定しているものの、非常用発電機に接続する電気機器については、電話交換機の優先順位が高いとする以外は具体的に定めておらず、電気機器の総使用電力量についても把握していなかった。

これらのことから、災害の発生により停電となった際、非常用発電機の発電容量を上回って電気を使用することで、非常用発電機の稼働時間が短くなったり、職員が各々非常用コンセントに電気機器を一同につなげることで、非常用発電機の発電容量を超過し、電力不足となったりすることが想定される。

したがって、危機管理課は、災害の発生により停電となった場合、非常用発電機に優先的に接続する電気機器を定めておくとともに、それらの総使用電力量を把握しておく必要があると認められる。

エ 災害に備え、備蓄品を地域ごとに平準化して保管しておく必要があるもの（危機管理課）

災害対策基本法²⁰（昭和 36 年法律第 223 号）では、市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、地域防災計画を作成しなければならないとされ、地域防災計画では、備蓄に関する計画について定めるものとされている。

また、瀬戸内市地域防災計画（平成 18 年策定）では、市は、風水害等対策編において、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとされ、地震・津波災害対策編において、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるとされている。

そこで、危機管理課が管理している備蓄品の種類、数量、備蓄場所等を確認したところ、令和 6 年 10 月 10 日現在、備蓄場所については市内 14 箇所、備蓄品の種類及び数量については表 7 のとおりとなっていた。

しかし、各備蓄場所に配置する備蓄品の種類及び数量については、本庁舎、ゆめトピア長船、消防本部、中央公民館での保管を基本とし、品目、数量、大きさにより備蓄場所を決定しており、食料及び携帯トイレは邑久地域、感染対策資材は長船地域など、品目によっては、備蓄品の 9 割前後が一部の地域に偏って保管されていた。

これらのように、備蓄品の保管にあたり、備蓄品の数量や大きさと、備蓄場所の広さを主に勘案して保管した場合、災害発生後、備蓄場所から各避難場所への物資の輸送が必要となり、災害の種類や道路等の破損による交通の断絶、物資輸送を行う職員の参集状況により、迅速な対応が出来ない事態が生じる可能性がある。

災害は、いつ発生するか予見できるものではなく、災害発生時には被災規模や道路状況により輸送手段は限られることが想定される。そのため、必要とされる備蓄品を広く、速やかに避難者のもとへ配給するためにも、主要となる備蓄品の保管場所について、初動時に物資の輸送を行うことなく、それぞれの地域で最低限の対応が可能となるよう、備蓄品を地域ごとに平準化して保管しておく必要があると認められる。

²⁰ 災害対策基本法第 42 条第 1 項及び第 2 項

表 7 備蓄品の備蓄状況

	牛窓町公民館	牛窓東小学校	せとうち旭川荘	市役所本庁	中央公民館	消防本部	錦海倉庫	裳掛コミュニティセンター	大賀島寺	餘慶寺	地域生活支援センタースマイル	ゆめトピア長船	長船中学校	アストラ会	総計
地域	牛窓	牛窓	牛窓	邑久	邑久	邑久	邑久	邑久	邑久	邑久	邑久	長船	長船	長船	
小学校区	牛窓東	牛窓東	牛窓北	邑久	邑久	邑久	邑久	裳掛	邑久	今城	邑久	国府	国府	行幸	
おむつ												802			802
大人用おむつ												126			126
乳児・小児用おむつ												676			676
その他消耗品												783			783
トイレットペーパー												687			687
哺乳瓶												96			96
ベッド類	60			150	100		48	40				300			698
スチールベッド				150											150
マット	60				100			40				100			300
段ボールベッド							48					200			248
感染対策資材	512			3,107	512		200	8				22,087			26,426
マスク				3,000								21,770			24,770
体温計	4			7	4			4				4			23
段ボール間仕切り	500				500		200					300			1,500
避難ルーム（1人用）	8				8			4				10			30
避難ルーム（2人用）				100								3			103
救急セット												60			60
日赤救急セット												60			60
携帯トイレ							1,800					204			2,004
採便収納袋							1,800					170			1,970
組み立て式トイレ												34			34
食料		496	150	4,798		2,580			150	150	150		96	150	8,720
アルファ米		300	150	1,405		1,680			100	100	150			150	4,035
おかゆ		100		2,659		900			50	50					3,759
スーパーバランス				460											460
水（2ℓ）		96		47									96		239
水（500ml）				227											227
生理用品				1,066											1,066
生理用品				1,066											1,066
毛布	57	30	20	182					30	30	20	233	60	20	682
クリーニング毛布				113								162			275
真空パック毛布	13	30	20						30	30	20	10	60	20	233
日赤毛布	44			69								61			174
総計	629	526	170	9,303	612	2,580	2,048	48	180	180	170	24,469	156	170	41,241

オ 災害発生時の職員用備蓄品を整備していく必要があるもの（危機管理課）

瀬戸内市業務継続計画（平成 29 年策定）によると、職員のための備蓄について、災害発生時の初動期は、昼夜を問わず災害対応を継続するため 3 日分程度は業務を実施する職員用の飲料水、食糧、毛布等（以下「職員用備蓄品」という。）を備蓄しておく必要があり、年次的に整備することが重要であるとされている。

そこで、危機管理課に職員用備蓄品の有無について確認したところ、備蓄はなされていないとのことであった。

このため、発生が予見できない災害において、特に初動期における職員のパフォーマンスを維持し、市民に対しての業務を継続していくためには、職員用備蓄品は必要不可欠なものであることから、順次、職員用備蓄品について整備していく必要があると認められる。

定期監査及び行政監査結果報告書添付意見

第１ 意見に至る経緯

監査委員は、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）の内容及び程度を勘案するなどした上で、監査対象を抽出して監査している。

令和６年度は定期監査及び行政監査を実施することとし、令和６年９月９日に重点監査事項を決定し、この重点監査事項に係る事務等が、有効性、効率性、経済性及び合規性等の観点から適切か、事務処理上改善する必要があるか、最少の経費で最大の効果を挙げているかなどに着眼して監査を実施したところ、次のような状況が見受けられた。

契約に係る事務については、予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたもの、条例等で提出しなければならないとされている報告書が提出されていないもの、必要な決裁を受けないまま契約保証金を免除していたもの、仕様書等の内容が不明瞭なため、検査結果を公正に判定できないことから有効性及び効率性の観点から問題があるものなどが見受けられた。

補助金の交付については、着手及び完了にあたり必要とされる着手届等を徴していないもの、交付要綱の内容が不明瞭であったり、同一の補助金について補助事業者により補助対象経費が異なっていたり、補助対象経費の十分な精査や支出確認が出来ていないもの、実際に支出した旅費が不明なまま、補助上限とされる条例に準じた額を旅費として交付しているもの、市が交付した補助金を、補助団体が他団体等に支出した後、その使途や余剰の発生について確認がなされていないものが見受けられた。

現金の収納事務については、会計規則に定められている期間を超えても指定金融機関等に払込まれていないものが見受けられた。

災害に対する対策状況について、業務マニュアルの整備を検討していく必要があるもの、非常用発電機に接続する機器の総使用電力量を把握しておく必要があるもの、災害に備え、備蓄品を地域ごとに平準化して保管しておく必要があるもの及び災害発生時の職員用備蓄品を整備していく必要があるものが見受けられた。

インボイス制度への対応状況について、適格請求書等の写しの保存期間を適正にする必要があるものが見受けられた。

そのほか、消耗品の保管にあたり備えなければならないとされている消耗品出納簿を備えていないもの、印刷する部数を精査せず漫然と前年度と同じ部数で印刷を行っているもの等が見受けられた。

第2 監査委員の意見

監査委員は、監査等の結果の公表にあたり、適正で効率の良い事務の執行に資するべく、指摘事項等により、市の財務事務や事務執行については是正や改善を求めている。

市は、監査等の結果を横断的にとらえ、潜在するリスクに対応する必要がある。そのために、市は、監査委員に指摘される前に、前例にとらわれることなく、組織全体のリスクを把握する体制を整備するとともに、例規等や事務を見直し、事務の執行にあたっては、効率的で、公正性や透明性を確保できるものとなるよう改善し、策定した計画を順次、検証、更新するなど、適正な事務執行に努める必要がある。

については、監査等の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

- (1) 補助事業について、必要な書類が遅滞なく提出されているか、交付した補助金等が適正に使用されたかなどを確認することは当然であるが、事業の実施により補助目的が達成されているか、どの程度の効果が上がっているか、費用に見合う効果が出ているかなどを評価・検証し、また、長期にわたり同一の団体へ同額の補助金等を交付している場合は、補助金等の目的自体が時流に合っているか、真に補助が必要な事業であるかなど、補助金等を交付することが、第三者から見た場合にも納得を得られるものとなっていることが必要である。
- (2) 補助金等の交付にあたり、要綱は定められているものの補助対象となる経費が明確でないことから、部署によって補助対象としている経費が異なっている事例や、補助対象団体が事業を実施していれば事業費となるとし、補助金の使途を確認していない事例が見受けられた。このため、複数の部署が同一の要綱に基づき補助金等を交付する場合、補助対象経費が同一のものとなるよう、要綱を適正に定めた上で、補助金等を交付する必要がある。
- (3) 瀬戸内市補助金等交付規則では、補助事業者等は、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、補助金等を他の用途に使用してはならないとされており、事業内容を変更する場合は、計画変更等の承認を受けるよう定められているにもかかわらず、市は、一部の団体への補助金について、自ら一定の条件を満たせば他の用途に流用が可能であるという条件を付し、実際には条件に適合していないにもかかわらず、十分に内容を確認することなく補助金を交付していた。この理由については、補助金の財源が瀬戸内市応援寄附条例に基づく寄附金（以下「ふるさと納税」という。）であり、寄附者が一部の団体への補助金として、ふるさと納税をされているためとのことであったが、当該条例では、「ふるさと納税の寄附者が使途を指定できる事業は、「産業の振興」、「自然又は環境の保全」、「教育、文化又はスポーツの振興」といった大きな枠で定められており、個別具体的な事業や補助対象者の指定まで行えるものとはなっていない。補助とは、公益上必要がある場合にすることができる」とされているものであり、財源がふるさと納税であっても、他の補

助金同様、交付目的に沿って公正かつ効率的に行わなければならないものであることに十分留意し、公益上の必要性について適切に判断し、補助金を交付する必要がある。

- (4) 委託契約について、準委任として契約を締結する際、仕様書により事業内容を明示することなく契約した場合、契約相手方が当該事業を実施次第、その内容如何にかかわらず支払い義務が生じることから、請負や準委任といった契約の種類にかかわらず、仕様書に市が最低限履行させたい内容を明確に記載するとともに、仕様書に記載されていない事項について別途契約相手方と協議した場合は書面で残しておくなど、業務を適正に履行させることができる内容の仕様書により契約を締結するとともに、それに基づき履行の確認を行っていく必要がある。
- (5) 公金の管理について、盗難防止の観点から、現金を取扱部署内に長期間留め置かないよう従前から意見を述べているが、未だに人員配置や公用車がないことなどを理由に現金を長期間保管する部署が見受けられた。このため、現金の取扱いに必要となる人員を配置することが難しい場合は、部署を超えて協力して収納するなど、盗難等のリスクを回避する体制づくりについて、真摯に取り組む必要がある。あわせて、市は、現金を取り扱う職員に対し、責任の範囲を認識させるとともに、その所在を明らかにしておくことが必要である。
- (6) 災害対策について、市は、台風等による風水害や、南海トラフ等大地震などの大規模災害を想定し、市民を交えた対策を行っているところではあるが、各部署における業務マニュアルの整備や災害対策本部における総使用電力量の把握、備蓄品保管場所の平準化や職員用の備蓄などは不十分となっている。そのため、これらは防災担当部署のみの業務とするのではなく、各部署が我がこととし、地域防災計画や業務継続計画に沿った、それぞれの役割に応じた実効性のあるマニュアルを作成する必要がある。